

委託番号	兵東管委第 1 号
------	-----------

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託契約書

1. 委託業務名 兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託
2. 履行場所 兵庫東流域下水汚泥広域処理場
兵庫県尼崎市平左衛門町 65-10 ほか 別紙 1 に記載のとおり
3. 履行期間 自：令和 6 年 4 月 1 日
至：令和 8 年 1 2 月 3 1 日
4. 委託費 金[]円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金[]円)
5. 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 - 2 1 神明ビル 6 F
氏 名 公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター
理事長 寺 谷 毅

受託者

住 所
名 称
代表者

受託者が本契約による債務を履行しない場合において、その履行をなす責任を負う。

業務完成保証人

住 所
名 称
代表者

第1章 総則

第1条 業務の範囲

- 1 委託者は、受託者に対し、入札公告、入札説明書、業務要求水準書、施設機能報告書、業務要求水準書別表、参考資料、設計書、（公財）兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領及び（公財）兵庫県まちづくり技術センター総価契約単価合意方式実施要領の解説（以下「入札に関する資料」という。）、受託者が応募の際に提出した本業務に関する技術提案書（再技術提案書を含む。以下「提案書」という。）及び本契約に基づき、別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の維持管理（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は以下の各号に記載された業務（その内容を別紙2に記載する。）とする。
 - (1) 本件施設の運転管理。ただし、別紙4に定める運転に関する基準（以下「運転に関する基準」という。）を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の保全管理。ただし、別紙5に定める保全管理要求水準（以下「保全管理要求水準」という。）を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測、業務報告等、その他の管理業務
- 3 受託者は、本契約書、入札に関する資料及び提案書（以下「本契約書等」という。）で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品などを決定し本件業務を行うことができる。
- 4 受託者は、本契約書等に特別の定めがある場合又は委託者と受託者が協議した場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第2条 業務総括責任者

- 1 受託者は、業務総括責任者を選任し、履行開始日の14日前に、委託者に届けなければならない。変更する場合も14日前に、委託者に届けなければならない。
- 2 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 現場の最高責任者として、従業員への指揮、監督を行うこと
 - (2) 本契約書等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること
- 3 委託者は、本件業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

第3条 監督員

- 1 委託者は、監督員を置いたときはその氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本契約書等で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受託者又は受託者の業務総括責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 受託者の本件業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 本契約書等に基づく業務の履行状況の確認
- 3 前項に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面によりこれを行うものとする。

第4条 履行期間及び引継業務準備期間

- 1 業務期間は、本契約締結日より令和8年12月31日までとする。
- 2 履行期間は、令和6年4月1日（以下「履行開始日」という。）より令和8年12月31日（以下「履行期間満了日」という。）までとする。ただし、汚泥焼却炉代替施設供用開始の予定が延伸された場合、履行期間を最長で令和11年3月31日まで延長することがある。

また、本契約締結日から履行開始日の前日までを引継業務準備のための期間（以下「引継業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、前受託者からの引継ぎ及び第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

第5条 契約の保証

- 1 契約保証金は、免除する。
- 2 受託者は、業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら業務を履行することを保証する者を業務完成保証人として立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、受託者と同等以上の資力及び能力を有するもので、委託者の承諾を得なければならない。
- 4 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、業務完成保証人に対して業務を履行すべきことを請求することができる。
 - (1) 本件業務を履行する見込みが明らかでないとき
 - (2) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、本契約書等に違反し、その違反により契約の目的を達することができると認められるとき
- 5 業務完成保証人は、前項の請求があったときは、第38条の規定にかかわらず、この契約に基づく受託者の権利及び義務を承継する。

第6条 優先関係

本契約書及び入札に関する資料の間、又は本契約書及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。入札に関する資料及び提案書の間で齟齬が生じた場合、入札に関する資料を優先する。

第2章 運営準備等

第7条 施設機能の確認

- 1 受託者は、本契約締結に先立ち、受託者選定の際に委託者が交付した施設機能報告書の内容が、保全管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。
- 2 受託者は、委託者に対して、施設機能報告書の内容が保全管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受託者が証明した場合を除く。
- 3 前項ただし書きの場合、委託者は、受託者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

第8条 維持管理実施計画

- 1 受託者は、以下に掲げる各維持管理実施計画（以下「維持管理実施計画」という。）を、それぞれの期限までに、その費用により、本契約書等に記載された条件に従って作成し、委託者に提出するものとする。
 - (1) 維持管理実施基本計画：履行開始日の14日前
 - (2) 年間維持管理実施計画：各年度の業務開始日の14日前
 - (3) 月間維持管理実施計画：各月の業務開始日の7日前（令和6年4月分は14日前）

なお、維持管理実施基本計画には別紙6の2に定められた事項が、年間維持管理実施計画には別紙6の3に定められた事項が、及び月間維持管理実施計画には別紙6の4に定められた事項が記載されなければならないが、かつ、各維持管理実施計画の記載事項の詳細に係る事項については、引継業務準備期間に行われる委託者及び受託者との協議によって定められたところに従うものとする。

- 2 受託者は、維持管理実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、維持管理実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めるものとする。その結果、委託者が、維持管理実施計画に基づき本件業務が行われていないと

認めた場合、委託者は受託者に是正（維持管理実施計画の全部又は一部の変更を含む。）を求めることができる。

3 受託者は、維持管理実施計画の変更を希望する場合、変更の14日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出するものとする。

第9条 許認可の取得等

1 受託者は、法令上別紙7に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。

3 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第3章 運転管理

第10条 受入汚泥に関する基準

別紙8に定める受入汚泥に関する基準（以下「受入汚泥に関する基準」という。）は、変動する可能性がある。変動がある場合は、委託者は必要に応じて受託者に通知するものとする。

第11条 汚泥の処理

1 受託者は、汚泥を運転に関する基準に適合させて処理する義務を負うものとする。ただし、第12条第2項において、受託者が責任を負わない旨が規定されている場合を除く。

2 法定基準が達成されなかったときは、受託者は達成されていないことが判明した時点で直ちに委託者へ報告するとともに、応急処置（場合によっては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第17条による措置)をとる。

3 運転に関する基準を達成できなかったときは、別紙9に基づき、受託者は速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

4 受入汚泥に関する基準を満たしている場合、運転に関する基準を達成できなかったときは、委託者は、別紙9及び別紙15に規定された手続きに従い、委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、やむを得ない事態による場合、これに基づき委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求を行うことはできないものとする。また、受託者は、委託者に対し、やむを得ない事態により受託者に生じた追加費用（受託者の

故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。)を請求することができるものとする。

第 12 条 受入汚泥量が受入汚泥に関する基準を上回った場合

- 1 受入汚泥量が受入汚泥に関する基準を上回った場合、受託者は別紙 10 に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合、運転に関する基準を達成できないときであっても、受託者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第 13 条 受入汚泥量の変化の把握

- 1 受託者は、受入汚泥の監視を行い、受入汚泥量が受入汚泥に関する基準を上回った場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、受入汚泥量が受入汚泥に関する基準を上回る可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

第 14 条 引継事項

- 1 受託者は、業務開始後 3 ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 11 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を通知するものとする。

第 15 条 業務にかかる受託者の提案

- 1 受託者は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見、発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき本契約書及び業務要求水準書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、本契約書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 前2項により、委託費の変更が生じる場合は、第33条の規定に基づき、委託者、受託者協議するものとする。

第4章 保全管理

第16条 本件施設の保全管理

受託者は、以下に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙2に記載された保守点検業務
- (2) 第17条に規定する修繕
- (3) その他の本件施設の保全管理

第17条 故障等に対応する修繕

- 1 本件施設において、履行期間中に設備の更新又は修繕の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、更新又は修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。
- 2 前項の報告により、委託者が必要と判断した場合、委託者は、受託者に対し、受託者の費用において設備の更新若しくは修繕を要求、又は委託者が実施した設備の更新若しくは修繕にかかった経費を委託者が支払うべき金額から減額することができる。ただし、かかる更新若しくは修繕の判断は受託者の見積りの内容を勘案して委託者が行うものとし、1箇所当たりの費用は金250万円(税込)以下とする。
- 3 受託者は、緊急の場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の更新若しくは修繕を行うものとし、かかる修繕の費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。
- 4 履行期間より以前に設備の更新又は修繕の必要が生じ、第1項の書面報告があったものについては、受託者はその責任を負わないものとする。

第18条 施設等の改善要望

- 1 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責に帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対しその改善要望を行うことができる。
- 2 受託者は、前項の改善要望を行う場合、次の事項を明らかにした改善要望書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 必要な改善措置案
 - (3) 正常な管理を行ってきた記録
- 3 委託者は、改善要望書の提出があった場合、受託者と協議し、委託者は必要に応じて適切な措置

を講ずるものとする。

第 19 条 回復措置請求

- 1 第 21 条第 2 項に規定する施設機能の評価の結果、第 16 条に規定された保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから 14 日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

第 5 章 環境計測、業務報告等

第 20 条 本件施設の環境計測

- 1 受託者は、運転に関する基準を達成しているかを確認するため、維持管理実施計画に記載された分析試験計画に従い、別紙 12 に示す分析試験その他の環境計測を行う。計測の結果、運転に関する基準を達成していない場合、受託者は別紙 9 に規定された措置を行うものとする。
- 2 受託者は、前項の定めるところに従って行った分析試験その他の環境計測の結果並びに措置について、第 22 条の定めるところに従って報告するほか、項目毎に、委託者に報告するものとする。

第 21 条 委託者による監視、立入検査

- 1 委託者は、随時、自ら又は本項に基づく検査・計測の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、分析試験その他の環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 2 委託者は、随時、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について評価を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負う。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。
- 3 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の評価又は受託者の業務

遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

- 4 第1項及び第2項に規定する検査等の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、受託者は、かかる検査等の費用を負担するものとする。

第22条 業務の報告

- 1 受託者は、本件施設の点検及び第20条に規定する環境計測の結果について、別紙13に従い日報を作成する。受託者は、翌開庁日までに日報を委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、月報及び年報を作成し、委託者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は別紙13によるものとし、様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承認するところによる。
- 3 委託者は、日報、月報及び年報の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、点検又は修繕を実施したときは、別紙13に示す点検実施報告書又は修繕実施報告書を委託者に提出するものとし、委託者はかかる報告書を受領してから10日以内に業務の完了確認のための検査を実施するものとする。
- 5 前項の検査の結果、是正が必要であると委託者が認めた場合、受託者は是正を行うものとする。
- 6 受託者は、契約終了にあたっては、全業務期間の履行が確認できる資料を添え業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

第6章 委託者の義務

第23条 委託費の支払

- 1 委託者は、前条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を確認し、受託者にその結果を通知する。
- 2 受託者は、前項の通知を受けた後に、対象月の受入汚泥量や法定基準等の達成状況をもとに、別紙15に従い計算された各月の委託費（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む。）の支払いを固定費に係る請求と変動費に係る請求にわけて書面により請求する。
- 3 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領後30日以内に委託費を支払うものとする。ただし、委託者の支払手続時において、受託者が本契約に違反している場合に限り、委託者は委託費の支払いを留保することができる。
- 4 委託費は固定費及び変動費から構成される。ただし、受託者が本契約に違反した場合、別紙15に従いこれらを減額することができるものとする。

第 24 条 著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更

- 1 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から 12 月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託費の変更を請求することができる。ただし、関西電力株式会社の主契約料金表等が改正された場合及び大阪ガス株式会社のガス需給約款が改正された場合並びに消費税率の変更があった場合は、委託者又は受託者は、随時相手方に対して委託費の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の請求があったときは別紙 16 に従い、委託費の見直しを行うものとする。
- 3 変動前残委託費及び変動後残委託費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者、受託者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合等にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 1 項による請求は、本条の規定により委託費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託費変更の基準とした日」とする。
- 5 予期することができない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託費が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は前各項の規定にかかわらず、委託費の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、委託費の変更額については委託者、受託者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 7 第 3 項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項又は第 5 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

第 25 条 委託費の限度額

本契約において、各会計年度における委託費の支払いの限度額は次のとおりとする。

令和 6 年度	金 [] 円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 [] 円)
令和 7 年度	金 [] 円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 [] 円)
令和 8 年度	金 [] 円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 [] 円)

第 26 条 施設の修繕

委託者は、別紙 19 に従い、本件施設の修繕を行うよう努めるものとする。

第 7 章 損害賠償

第 27 条 損害賠償

- 1 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 11 条第 4 項に定める場合
 - (2) 第 16 条に違反したことにより委託者に損害が生じた場合
 - (3) 第 29 条第 3 項に定める場合
 - (4) 前各号の他、受託者の本契約の規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、委託者は受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 30 条第 6 項に定める場合
 - (2) 第 31 条第 3 項に定める場合
 - (3) 前各号の他、委託者の本契約の規定への違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 委託者及び受託者は、各々の判断により別紙 17 のとおり保険に加入し、将来生じうる損害に備えるものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して運転に関する基準による施設の運転を保証するものではない。

第 28 条 責任範囲

受託者及び委託者の責任範囲については、別紙 3 に従うものとする。

第8章 契約終了

第29条 期間満了による終了

- 1 期間満了により終了した場合、受託者は以下の義務を負う。
 - (1) 受託者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が保全管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
 - (2) 受託者は、業務終了時において、委託者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
 - (3) 受託者は、業務終了時において、燃料及び薬品等については、業務要求水準書に定める基準に基づき委託者に引き渡すものとする。
- 2 委託者は、期間満了による終了時、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することなどにより、施設機能の評価を行うことがある。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができるものとする。
- 3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について保全管理要求水準違反が生じた場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。ただし、委託者は、契約終了後14日以内に、違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

第30条 委託者による契約解除

- 1 受託者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、委託者は、受託者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 第11条第3項に該当する場合（ただし、別紙9で定められた解除の条件を満たす場合に限る）
 - (2) 第19条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合
 - (3) 第32条に違反した場合
 - (4) 前各号のほか受託者が本契約の規定に違反し、委託者が是正を催告したにもかかわらず、正当な理由なく催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合
 - (5) 破産の申し立てをした場合、又は第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合
 - (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申し立てをした場合、又は第三者によりこれらの手続きの開始の申し立てを受けこれらの手続きが開始された場合
 - (7) 第5号及び第6号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又は本契約書等に基づく業務が

困難であると合理的に認められる場合

2 委託者は、警察からの通報に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当する事実が明らかになったときは、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）員が、役員（受託者が個人である場合にはその者をいう。）として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること
- (2) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること
- (3) 役員その他相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- (6) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下となった場合

3 委託者は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

4 第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合、受託者が既に業務の一部を履行しているときは、委託者はその履行部分についての委託費相当額（日割計算による）を受託者に支払うものとする。

5 第1項又は第2項の各号の事由の発生により、委託者により契約が解除された場合、受託者は委託者に対し、委託費の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

6 第3項の規定により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

7 第29条第1項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを受託者に対して請求することができる。

第31条 受託者による契約解除

1 以下に該当する場合、受託者は、委託者に対する通知により、直ちに契約を解除することが

できる。

(1) 委託者が、委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合

(2) 受託者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

2 受託者は委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただしこの期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

3 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合、受託者は、委託者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。

4 前条第4項及び第7項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

第9章 その他

第32条 保証

1 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を保証するものとする。

(1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと

(2) 第30条第1項第5号から第7号及び同条第2項に規定する事由が生じていないこと

(3) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと

(4) 兵庫県の入札参加資格制限等に該当しないこと及び指名停止処分基準に基づく指名停止等の処分を受けていないこと

(5) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること

2 前項に規定された事項に変更が生じた場合、受託者は委託者に対して直ちに通知するものとする。

第33条 委託者による委託内容の変更

1 委託者は、法令の変更、技術の革新（設備の改築を含む）その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、委託者に対し、変更案に対応する委託費に関する見積り（入札の際に添付した入札金額内訳書と同様の内容及び別紙15と同様の内容を含む。）を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 委託者が見積りを承諾しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、委託者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第29条を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

第34条 受託者による委託内容の変更

- 1 受託者は、委託の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含む。本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受託者は、事前に変更案について委託者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

第35条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合並びに本件施設が損傷した場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者において対応するものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費

用の増加分については受託者の負担とする。

- 2 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかつた期間の委託費については、固定費相当分を支払うものとする。
- 3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

第 36 条 経費の負担

受託者が業務履行上、負担する経費は、別紙 14 に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

第 37 条 契約の変更

第 33 条から第 35 条に定める他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

第 38 条 契約上の地位の譲渡等

受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

第 39 条 再委託

- 1 受託者は、本件業務の全部又は大部分を一括して、第三者に請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、事前に委託者の書面による承認を得て、本件業務の一部を請け負わせることができる。ただし、軽微な再委託については、書面による承認を省略することができる。

第 40 条 履行遅滞による損害金等

- 1 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、委託費から部分引渡しに係る委託費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算した額とする。

第 41 条 賠償金等の徴収

- 1 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託費支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託費とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第 42 条 通知

本契約に規定された指示、請求、通知、報告、申出、承諾、催告、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。また、委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第 43 条 秘密保持

- 1 受託者は、本件業務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、本契約書末尾に記載する「個人情報取扱事項」を守らなければならない。
- 3 前 2 項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

第 44 条 準拠法及び管轄裁判所

- 1 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。
- 2 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第 45 条 雑則

- 1 受託者は、本件業務の実施に当たり、別紙 18 に示す関連法令等を遵守する。
- 2 本契約の履行に関して、委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の

定めるところによるものとする。

- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じたときは、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 6 本契約は、本件業務に係る予算が委託者の理事会で議決を経た後、効力が発生するものとする。

「個人情報取扱事項」

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、発注者若しくは受注者の事務所又は契約書（設計図書に示す場所を含む。）において定めた履行場所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知)

第9 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 委託者は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、

随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第11の2 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第13 発注者は、受注者が本個人情報取扱事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務を解除できるものとする。この場合においては、委託契約書第30条第4項から第5項の規定を適用する。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第41条の規定を適用する。

(損害賠償)

第14 発注者は、受注者が本個人情報取扱事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を蒙った場合には、受注者に対して損害の賠償を求めることができる。

特定の違法行為に関する特約条項

(委託者の解除権)

1 委託者は、受託者又は受託者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めるときは、この契約を解除できる。この場合においては、委託契約書第 30 条の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

2 前項の規定による解除に伴い、受託者に損害が生じたとしても、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託契約書第 27 条の規定を適用する。

(賠償の予約)

4 受託者は、受託者（受託者を構成員とする事業者団体を含む。）又は受託者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託費の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として委託者が指定する期間内に委託者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

5 前項の規定は、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

6 第 1 項の規定による違約金又は前 2 項の規定による賠償金の徴収については、委託契約書第 41 条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

7 受託者が共同企業体であるときは、第 4 項中「受託者」を「受託者又は受託者の代表者若しくは構成員」と読み替える。

8 受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第 4 項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、委託者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。

落札者が「単独企業体」の場合は、7および8は削除

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 3 号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約の第 2 項から第 7 項まで、第 10 項、第 11 項及び第 13 項に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認めら

れる者を含む。)

(2) 受注者又は再委託契約の受注者とその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。)

7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

（警察本部長から得た情報の利用）

8 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。

9 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は発注者の他の契約担当者若しくは兵庫県の契約担当者（兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）若しくは公営企業管理者若しくは病院事業管理者が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。

（発注者の解除権）

10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、運転管理業務等包括委託契約書第30条第5項の規定を準用する。

(1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。

(8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを

知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者との特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

（解除に伴う措置）

11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

12 第 10 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、運転管理業務等包括委託契約書第 29 条の規定を適用し、「期間満了」とあるのは、「暴力団等排除に関する特約第 10 項の規定」とする。

（違約金の徴収）

13 第 10 項において準用する運転管理業務等包括委託契約書第 30 条第 5 項の規定による違約金の徴収については、運転管理業務等包括委託契約書第 41 条の規定を適用する。

（誓約書の提出等）

14 受注者は、この契約の契約金額が 200 万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。

(3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第 10 項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

15 受注者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。ただし、運転管理業務等包括委託契約書第 39 条第 2 項の規定により再委託契約について発注者の承諾を得なければならないときには、その承諾を得る時に当該誓約書の写しを提出しなければな

らない。

(受注者からの協力要請)

- 16 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び県警本部長に協力を求めることができる。

再委託契約における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合には、この特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 5 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、この契約に係る業務の委託者（当該業務を発注した（公財）兵庫県まちづくり技術センターの契約担当者）を通じて、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長に提供することが

できる。

7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。
- (8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者とその特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

8 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

9 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(その他業務委託契約書用)

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。)
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方(以下「受注関係者」という。)は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し(第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず発注者以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者(以下「下請関係者」という。)が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 受注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求められることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、

当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

- 7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第30条第2項から第4項の規定を準用する。

(1) 受注者が、発注者に対し、第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 受注者が、発注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

2 この項において準用する委託契約書第30条第5項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第41条の規定を適用する。

(損害賠償)

第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表(第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

(委託契約 受注者用)

誓 約 書

下記1の委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 委託契約名

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託契約

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第2条第1号で規定する暴力団

イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員

ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前3号のほか本委託契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 寺谷毅 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔法 人 名
代表者名 (職氏名)〕

電 話 () —

電子メール

(委託契約 受注者用)

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 寺谷毅 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法 人 名
代表者名 (職氏名))

電 話 () —

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

(委託契約 再委託契約の受注者用)

誓約書

下記1の委託契約の履行に伴い、再委託契約（以下「本再委託契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 委託契約

(1) 契約名

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託契約

(2) 発注者

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

(3) 受注者

ア 住所（所在地）

イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第2条第1号で規定する暴力団

イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員

ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前3号のほか本委託契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法 人 名
代表者名 (職氏名))

電 話 () ー

電子メール

(委託契約 再委託契約の受注者用)

誓約書

下記1の委託契約の履行に伴い、再委託契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

(1) 契約名

兵庫東流域下水汚泥広域処理場運転管理業務等包括委託契約

(2) 発注者

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

(3) 受注者

ア 住所(所在地)

イ 氏名(名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときは、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () —

電子メール

別表 (誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)